

表 A-1 平成 21 年度 大気汚染物質の測定結果

① いおう酸化物測定結果(単位:SO<sub>3</sub>mg/100 cm<sup>2</sup>/日)

曝露期間	測定地点								
	1 中央	2 稲穂町	4 青葉町	5 高台町	6 共栄	7 西の里	8 大曲 柏葉	9 大曲工 業団地	10 輪厚
H21. 2.13～ 4.22	0.04	0.02	0.05	0.04	0.06	0.04	0.07	0.03	0.02
4.22～ 6.16	0.03	0.05	0.05	0.01	0.03	0.02	0.03	0.02	0.04
6.16～ 8.14	0.03	0.04	0.05	0.04	0.07	0.03	0.04	0.03	0.05
8.14～10.14	0.02	0.03	0.04	0.02	0.05	0.03	0.04	0.03	0.02
10.14～12.11	0.03	0.04	0.06	0.03	0.07	0.04	0.06	0.05	0.03
12.11～H22. 2.10	0.02	0.04	0.08	0.05	0.06	0.04	0.06	0.05	0.02
平均	0.03	0.02	0.06	0.03	0.06	0.03	0.04	0.04	0.03

備考 3 輝美町については、平成 13 年度から欠測

② 窒素酸化物測定結果(単位:NO<sub>2</sub>μg/100 cm<sup>2</sup>/日)

曝露期間	測定地点			
	A 北広島市街	B 国道 36 号	C 国道 274 号	D 北広団地 北進通り
H21.3.13～ 4.22	13.5	14.0	9.9	11.3
4.22～ 5.15	18.6	22.6	17.1	15.1
5.15～ 6.12	30.0	36.3	21.0	31.2
6.12～ 7.15	20.8	21.3	15.2	21.2
7.15～ 8.14	20.3	21.7	14.2	17.0
8.14～ 9.11	20.5	28.6	16.7	24.3
9.11～10.14	23.6	28.0	17.4	20.2
10.14～11.13	40.0	46.7	30.8	39.7
11.13～12.11	49.3	58.9	25.5	3.06
12.11～H22. 1.14	17.5	17.3	10.4	13.6
1.14～ 2.10	16.0	19.5	10.4	13.8
2.10～ 3.12	10.1	19.1	5.8	12.7
平均	23.4	27.8	16.2	20.9

表 A-2 平成 21 年度 河川水質の測定結果(生活環境項目)

## ① 千歳川水系(3 地点)

地点	採水年月日	測定項目									
		水温	透視度	pH	BOD	COD	DO	SS	大腸菌群数	アンモニア性窒素(NH <sub>4</sub> -N)	全リン(T-P)
		°C	cm	—	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100mℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
A 島松川 (南9号橋)	H21.4.22	8.8	19	7.2	2.4	8	10	27	3500	1	0.1
	H21.6.17	13.7	50<	7.4	2.9	5.5	9.6	8	7900	2.1	0.15
	H21.8.19	17.3	50<	7.2	4.9	5.1	8.6	6	<b>54000</b>	2.7	0.17
	H21.10.21	12.3	50<	7.3	3.2	3.7	9.5	4	2800	2.6	0.19
	H21.12.2	5.1	50<	7.2	3.1	3.4	12	3	490	2.6	0.16
	H22.2.17	1.9	50<	7.3	2.5	3.3	13	3	2200	3.3	0.18
B 千歳川 (千歳川橋)	H21.4.22	8.6	27	7.2	3.1	4.3	10	19	3500	0.65	0.084
	H21.6.17	14.3	50<	7.3	1.4	3.4	9.5	5	1100	0.52	0.087
	H21.8.19	18.7	50<	7.2	1.7	3.1	7.4	4	4900	0.43	0.074
	H21.10.21	12.6	50<	7.3	1.3	2.4	8.8	4	3500	0.27	0.058
	H21.12.2	5.3	50<	7.2	1	2.4	11	4	1300	0.27	0.061
	H22.2.17	0.8	50<	7.3	<0.5	1.9	12	5	490	0.34	0.081
C 千歳川 (広幌橋)	H21.4.22	8.7	17	7.2	2.6	5.4	10	29	<b>49000</b>	0.73	0.099
	H21.6.17	14.3	50<	7.4	1.6	3.3	9.6	6	1700	0.46	0.092
	H21.8.19	18.7	50<	7.2	3.2	3.4	7.2	4	<b>24000</b>	0.41	0.078
	H21.10.21	12.5	50<	7.3	1.9	2.5	8.6	4	1100	0.38	0.068
	H21.12.2	4.8	50<	7.2	2	2.6	11	5	790	0.59	0.069
	H22.2.17	1	50<	7.4	1	2.4	13	6	790	0.87	0.11

備考  
1 太字は、環境基準のA類型(千歳川の基準類型)を超過したものである。

## ②野津幌川水系(6地点)

地 点	採 水 年月日	測 定 項 目							
		水温 °C	透視度 cm	pH —	BOD mg/ℓ	COD mg/ℓ	DO mg/ℓ	SS mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100mℓ
① 熊の沢川・下流 (西の里第1ポンプ 場所近く)	H21.6.3	13.3	50<	7.9	<0.5	5.9	10	2	<b>16000</b>
	H21.11.4	7	50<	7.6	4.1	6.8	11	1	3500
③ 野津幌川・下流 (立花橋)	H21.6.4	14.5	50<	8	1	5.1	11	5	1700
	H21.11.5	7.5	50<	7.7	<0.5	4.7	12	2	<b>5400</b>
④ 野津幌川・上流 (農場川合流点上)	H21.6.4	15.4	50<	8.5	1.1	8.1	12	3	1100
	H21.11.5	7.1	50<	7.9	0.8	6.8	12	4	3500
⑤ 農場川・下流 (野津幌川合流点上)	H21.6.4	12.4	50<	7.8	0.6	5.6	10	1	940
	H21.11.5	6.2	50<	7.5	<0.5	5.1	11	1	<b>9200</b>
⑥ 立花川・下流 (野津幌川合流点上)	H21.6.4	13.3	50<	7.7	0.9	5.4	10	2	94
	H21.11.5	6.8	50<	7.5	<0.5	4.6	11	1	1100
⑦ 大曲川・下流 (立花2号橋)	H21.6.4	12.5	50<	7.8	<0.5	3.3	10	4	330
	H21.11.5	6.6	50<	7.6	<0.5	3.3	12	1	3500
備考									
1 太字は、環境基準のB類型(野津幌川の基準類型)を超過したものである。									
2 平成13年度から②熊の沢川・上流、⑧大曲川・中流を欠測としている。									

## ③輪厚川・裏の沢川水系(8地点)

地 点	採 水 年月日	測 定 項 目							
		水温 °C	透視度 cm	pH —	BOD mg/ℓ	COD mg/ℓ	DO mg/ℓ	SS mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100mℓ
① 裏の沢川・下流 (道道栗山北広島 線横堰)	H21.6.3	13.7	50<	7.2	0.6	5.6	10	4	3500
	H21.11.4	8.7	50<	7.1	0.7	6.2	11	4	16000
② 裏の沢川・中流 (五反歩川合流点下)	H21.6.3	14.5	50<	7.3	1.1	6.5	9	10	16000
	H21.11.4	8	50<	7.3	0.6	5.1	11	6	5400
④ 輪厚川・中流 (前田橋)	H21.6.3	13	50<	7.7	0.9	4.2	10	3	5400
	H21.11.4	8.5	50<	7.7	<0.5	3.2	12	1	9200
⑤ 輪厚川・上流 (山越橋)	H21.6.3	11.7	50<	8	0.6	3.7	11	4	9200
	H21.11.4	9.5	50<	7.7	1.1	3.4	11	1	9200
⑥ 輪上川・下流 (雨水調整池下)	H21.6.3	12.9	50<	7.6	1.3	3	11	3	490
	H21.11.4	10.6	50<	7.7	0.6	2.5	11	3	3500
⑧ 十線川・中流 (ふれあい公園)	H21.6.3	12.4	50<	8	0.7	3.6	10	1	700
	H21.11.4	8.7	50<	7.8	1.6	4.5	11	2	1700
⑨ 中の沢川・上流 (大曲末広2丁目 15-18前)	H21.6.3	13.6	50<	7.8	<0.5	3.6	10	6	16000
	H21.11.4	10.2	50<	7.6	<0.5	3.4	11	3	5400
⑩ 輪厚川・中流2 (親水公園)	H21.6.3	13.2	50<	7.9	0.9	3.8	11	3	5400
	H21.11.4	11.5	50<	7.6	0.6	3.3	12	1	3500
備考 ・平成13年度から⑦中の沢川・下流を欠測としている。 ・平成14年度から③輪厚川・下流を⑩輪厚川・中流2に変更している。									

## ④島松川水系(7地点)

地 点	採 水 年 月 日	測 定 項 目							
		水温	透視度	pH	BOD	COD	DO	SS	大腸菌群数
		°C	cm	—	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	MPN/100mℓ
① 音江別川・下流 (音江別橋)	H21.6.10	16.8	50<	7.9	0.8	4.1	9.2	7	9200
	H21.11.11	8.7	50<	7.7	0.9	3.4	11	4	170
⑤ 島松川・中流2 (行在橋) <small>アンザイ</small>	H21.6.10	13.4	50<	7.8	<0.5	2.1	10	1	9200
	H21.11.11	6.5	50<	7.6	<0.5	1.8	13	1	790
⑥ 仁井別川・下流 (なかやま橋)	H21.6.10	14.7	50<	7.8	<0.5	2.7	10	3	5400
	H21.11.11	6.2	50<	7.6	0.6	2.3	12	2	350
⑦ 仁井別川・中流 (三別川合流点上)	H21.6.10	16.4	50<	7.7	0.5	3	9.9	3	2800
	H21.11.11	5.9	50<	7.6	<0.5	2.3	12	1	490
⑧ 三別川・下流 (自然の森 キャンプ場横)	H21.6.10	15.7	50<	7.8	0.7	2.3	10	2	2800
	H21.11.11	6.5	50<	7.8	0.7	2.1	12	1	1400
⑨ 島松川・下流 (南15号橋)	H21.6.10	13.8	50<	7.6	0.5	2.7	10	3	1300
	H21.11.11	5.4	50<	7.5	<0.5	2	12	1	2800
⑩ 音江別川・中流 (親水広場)	H21.6.10	13.4	50<	7.6	0.5	4.1	10	4	9200
	H21.11.11	6.4	50<	7.4	0.5	3.5	12	2	5400
備考									
・平成13年度から③竹山川・下流を欠測とし、④島松川・中流1を⑨島松川・下流に変更している。									
・平成14年度から②音江別川・上流を⑩音江別川・中流に変更している。									

表 A-3 交通騒音測定結果

道路名	国道36号	
測定地点	輪厚中央5丁目4-4	
用途地域	準工業地域	
車線数	4	
測定期間	平成21年9月3日午前10時～9月4日午前10時	
測定値	昼間 <sup>※1</sup>	夜間 <sup>※1</sup>
	71dB	67dB
環境基準 <sup>※3</sup>	70dB	65dB
要請限度 <sup>※4</sup>	75dB	70dB

備考

※1 昼間:6:00～22:00、夜間:22:00～ 6:00

※2 環境基準の地域の区分は、2地点とも「幹線交通を担う道路に近接する空間」である。

※3 要請限度の地域の区分は、2地点とも「幹線交通を担う道路に近接する区域」である。

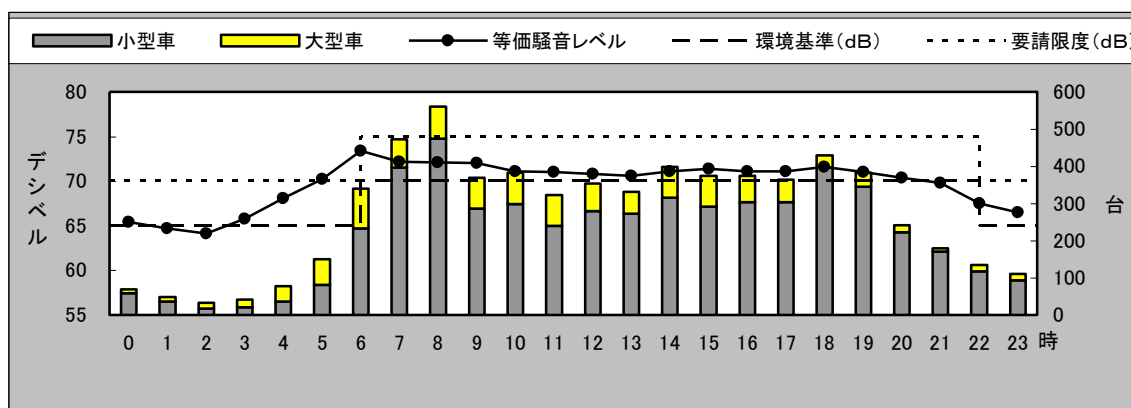


図1 交通騒音測定結果(国道36号)

表 A-4 平成21年度 悪臭測定結果

			平成21年 6月4日	平成21年 10月1日	平成22年 1月12日	平成22年 3月13日
測定項目	単位	規制基準等	敷地境界	敷地境界	敷地境界	敷地境界
アンモニア	ppm	1	0.59	0.11	0.08	0.04
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001
硫化水素	ppm	0.02	0.0003	0.0003	0.0005	0.0003
硫化メチル	ppm	0.01	0.0011	0.0002	<0.0001	<0.0001
二硫化メチル	ppm	0.009	0.0004	<0.0001	<0.0001	<0.0001
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.0002	<0.0001	<0.0001	<0.0001
臭気指数	—	10	<b>15</b>	<b>14</b>	<b>15</b>	10未満
風向	16方位	—	南	南	南～南西	南南西
風速	m/s	—	1.2～2.3	1.8～3.0	0.5～1.0	1.8～2.9
気温	℃	—	19.6～20.0	20.6～21.0	-4.8～-3.5	1.0～2.0

備考  
 1 網掛け部分は指導基準値を超えたもの  
 2 規制基準値等は、「悪臭防止法」に基づく、敷地境界線の地表におけるA区域の規制基準値。ただし臭気指数については、「官能試験法による悪臭対策指導要綱」に定める工場等の敷地境界におけるA区域の指導基準値。  
 ※ 測定場所: ㈱ホクリョウ生産札幌農場敷地境界

表 A-5 ダイオキシン類の調査測定結果(平成11～21年度)

## ① 大気

(単位: pg-TEQ/ℓ)

測定地点	測定時期	年度平均値	環境基準
北広島団地地区 (北広島団地住民センター)	平成11年8月	0.086	0.6
	平成12年1月		
大曲地区 (大曲会館)	平成11年8月	0.056	
	平成12年1月		
西の里地区 (消防西の里出張所)	平成12年8月	0.11	
	平成13年1月		
東部地区 (北の台小学校)	平成12年8月	0.024	
	平成13年1月		
輪厚地区 (西部出張所)	平成12年8月	0.018	
	平成13年1月		
大曲地区 (大曲中学校)※1	平成14年8月	0.027	
	平成15年1月		
	平成15年8月	0.02	
	平成16年1月		
	平成16年8月	0.02	
	平成17年1月		
	平成17年8月	0.017	
	平成18年1月		
	平成18年8月	0.019	
	平成19年1月		
	平成19年7月	0.052	
	平成20年1月		
	平成20年8月	0.02	
	平成21年1月		
平成21年8月	0.018		
平成22年1月			

備考 ※1 北海道で実施したもの

## ② 水質 (単位: pg-TEQ/l)

測定地点	測定時期	測定結果	環境基準
輪厚川(親水広場)	平成12年10月	0.11	1

## ③ 土壌 (単位: pg-TEQ/l)

測定地点	測定時期	測定結果	環境基準
大曲地区(大曲中学校)	平成12年10月	5.7	1,000
西の里地区(西の里中学校)		0.03	
東部地区(北の台小学校)	平成13年10月	0.97	
北広島団地地区(高台小学校)		0.075	
輪厚地区(西部中学校) <sup>※1</sup>	平成14年9月	0.12	
備考 ※1 北海道が実施したもの			

## ④ 地下水 (単位: pg-TEQ/l)

測定地点	測定時期	測定結果	環境基準
輪厚地区(輪厚中央・一般住宅) <sup>※1</sup>	平成14年9月	0.069	1
備考 ※1 北海道が実施したもの			



表 A-6 平成21年度 ゴルフ場排水及び河川水の農薬検査結果

検査農薬名		検体数	指導指針値	検査結果	
殺虫剤	イミダクロプリド	1	-	ND	
	クロチアニジン	2	-		
	アセフェート	2	-		
	ダイアジノン	1	-		
殺菌剤	有機銅	3	0.4mg/ℓ		
	アゾキシストロビン	5	5mg/ℓ		
	イプロジオン	4	3mg/ℓ		
	チオファネートメチル	2	-		
	テブコナゾール	2	-		
	トルクロホスメチル	13	0.8mg/ℓ		ND~0.0016
	ヒドロキシイソキサゾール	4	-		ND
	プロピコナゾール	2	0.5mg/ℓ		
	シメコナゾール	1	-		
	ポリカーバメート	1	0.3mg/ℓ		
イシノクダジン酢酸塩	3	-			
除草剤	MDBA(ジカンバ)	1	-		
ビスピリバクナトリウム塩	1	-			
メコプロップ(MCPP)	2	0.05mg/ℓ			
合計		50			
備考 ND:検出下限値未満					

表 B-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO <sub>2</sub> )	・ 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	・ 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	・ 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	・ 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	・ 1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	・ 1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	・ 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	・ 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	・ 1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

(注)二酸化いおう・一酸化炭素・光化学オキシダント・浮遊粒子状物質については、昭和48年5月8日環境庁告示第25号、二酸化窒素については、昭和53年7月11日環境庁告示第38号、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンについては、平成9年2月4日環境庁告示第4号、ジクロロメタンについては、平成13年4月20日環境省告示第30号で、それぞれ環境基準値が設定された。

表 B-2 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式

物質名		規制の方式	
ばい煙	いおう酸化物(SO <sub>x</sub> )	排出口の高さ及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値を設定 許容排出量(Nm <sup>3</sup> /h)=K×10 <sup>-3</sup> ×He <sup>2</sup> K=17.5(北広島市の規制値) He=補正された排出口の高さ	
	ばいじん	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 0.04~0.7g/Nm <sup>3</sup>	
	有害物質	カドミウム・カドミウム化合物	施設ごとの排出基準 1.0 mg/Nm <sup>3</sup>
		塩素・塩化水素	施設ごとの排出基準 塩素: 30 mg/Nm <sup>3</sup> 塩化水素: 80 又は 700 mg/Nm <sup>3</sup>
		フッ素・フッ化水素等	施設ごとの排出基準 1.0~20 mg/Nm <sup>3</sup>
		鉛・鉛化合物	施設ごとの排出基準 10~30 mg/Nm <sup>3</sup>
	窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	施設・規模ごとの排出基準 新設: 60~400ppm 既設: 130~600ppm	
粉じん	一般粉じん	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん(石綿)	切断機等における石綿の粉碎、混合その他の機械的処理	事業場の敷地境界基準 濃度 10 本/ℓ
		吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	建築解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準
揮発性有機化合物(VOC)		施設ごとの排出基準 400~60,000ppmC	
※指定物質	ベンゼン	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50~ 600 mg/Nm <sup>3</sup> 既設: 100~1500 mg/Nm <sup>3</sup>	
	トリクロロエチレン	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~ 300 mg/Nm <sup>3</sup> 既設: 300~ 500 mg/Nm <sup>3</sup>	
	テトラクロロエチレン	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~ 300 mg/Nm <sup>3</sup> 既設: 300~ 500 mg/Nm <sup>3</sup>	
備考 ※ 指定物質のうち、ダイオキシン類の規制基準などの詳細については、第3章参照			

表 B-3 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目) <全ての河川・地下水に適用>

項目	基準値	項目	基準値
1 カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	15 1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
2 全シアン	検出されないこと	16 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
3 鉛	0.01 mg/ℓ以下	17 トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下
4 六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
5 砒素	0.01 mg/ℓ以下	19 1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
6 総水銀	0.0005mg/ℓ以下	20 チウラム	0.006 mg/ℓ以下
7 アルキル水銀	検出されないこと	21 シマジン	0.003 mg/ℓ以下
8 PCB	検出されないこと	22 チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
9 ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	23 ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
10 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	24 セレン	0.01 mg/ℓ以下
11 1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	25 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
12 1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ以下	26 ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
13 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	27 ほう素	1 mg/ℓ以下
14 塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下	28 1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 上記の項目以外にダイオキシン類の環境基準(1pg-TEQ/ℓ以下)が適用になる。

② 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目) <指定河川に限り適用>

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 [pH]	生物化学的酸素要求量 [BOD]	浮遊物質質量 [SS]	溶存酸素量 [DO]	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級・水産2級	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級・工業用水1級	6.5以上8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—
D	工業用水2級・農業用水	6.0以上8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	—

(備考)

- 1 基準値は日間平均値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 利用目的の適応性の詳細については以下のとおり。
  - ・自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
  - ・水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
  - ・水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
  - ・水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
  - ・水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
  - ・水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
  - ・水産3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
  - ・工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
  - ・工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
  - ・工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの
  - ・環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

③ 生活環境の保全に関する環境基準(水生生物保全環境基準)  
 <指定河川に限り適用されますが、まだ類域指定されていません>

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	
(備考)		
1 基準値は年間平均値とする。		

④ 人の健康の保護に関する要監視項目

項目	指針値	項目	指針値
1 クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	14 イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/ℓ以下
2 1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下	15 クロロニトロフェン(CNP)	—
3 p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下	16 トルエン	0.6 mg/ℓ以下
4 イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下	17 キシレン	0.4 mg/ℓ以下
5 ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下	18 フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
6 フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/ℓ以下	19 ニッケル	—
7 イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	20 モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
8 オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/ℓ以下	21 アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
9 クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/ℓ以下	22 エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
10 プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下	23 全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
11 EPN	0.006 mg/ℓ以下	24 ウラン	0.002 mg/ℓ以下
12 ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/ℓ以下		
13 フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/ℓ以下		

⑤ 水生生物の保護に関する要監視項目

項目	水系	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/ℓ以下
		生物特A	0.006 mg/ℓ以下
		生物B	3 mg/ℓ以下
		生物特B	3 mg/ℓ以下
	海 域	生物A	0.8 mg/ℓ以下
		生物特A	0.8 mg/ℓ以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/ℓ以下
		生物特A	0.01 mg/ℓ以下
		生物B	0.08 mg/ℓ以下
		生物特B	0.01 mg/ℓ以下
	海 域	生物A	2 mg/ℓ以下
		生物特A	0.2 mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/ℓ以下
		生物特A	1 mg/ℓ以下
		生物B	1 mg/ℓ以下
		生物特B	1 mg/ℓ以下
	海 域	生物A	0.3 mg/ℓ以下
		生物特A	0.03 mg/ℓ以下

表 B-4 水質汚濁防止法に基づく排水基準

① 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類		許容限度	有害物質の種類		許容限度
1	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/ℓ	14	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
2	シアン化合物	1 mg/ℓ	15	1, 1-ジクロロエチレン	0.2 mg/ℓ
3	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/ℓ	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ
			17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
			18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/ℓ	19	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
5	六価クロム化合物	0.5 mg/ℓ	20	チウラム	0.06 mg/ℓ
6	砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ	21	シマジン	0.03 mg/ℓ
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/ℓ	22	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	23	ベンゼン	0.1 mg/ℓ
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ	24	セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ
10	トリクロロエチレン	0.3 mg/ℓ	25	ほう素及びその化合物	10 mg/ℓ
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ	26	ふっ素及びその化合物	8 mg/ℓ
12	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ	27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/ℓ
13	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ			(アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計)

(備考)

1 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

3 平成13(2001)年6月13日、排水基準を定める省令の改正により、「PCB」が「ポリ塩化ビフェニル」に改められた。また、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の3項目が加えられた。

4 「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の3項目については、業種によっては平成22年6月30日まで暫定排水基準が適用される。

## ② 生活環境項目に係る排水基準

項 目		許 容 限 度	項 目		許容限度
一 般 項 目	水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下	特 殊 項 目	n-ヘキサン 鉱油類	5 mg/ℓ
	生物化学的酸素 要求量(BOD)	160mg/ℓ (日間平均120mg/ℓ)		抽出物質 動植物油脂類	30 mg/ℓ
	浮遊物質 量(SS)	200mg/ℓ (日間平均150mg/ℓ)		フェノール類	5 mg/ℓ
	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>		銅	3 mg/ℓ
				亜鉛	2 mg/ℓ
				溶解性鉄	10 mg/ℓ
				溶解性マンガン	10 mg/ℓ
				クロム	2 mg/ℓ
備考					
1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。					
2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。					
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。					
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。					
5 上記の項目以外に、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及び燐含有量の排水基準が定められているが、海域及び湖沼等の特定の水域に排出される場合に限るため、北広島市内の工場及び事業場には、適用されない。					

表 B-5 道条例に基づく上乗せ排水基準

## ① 有害物質に係る上乗せ排水基準

適用区域	対象業種	カドミウム及びその化合物	シアン化合物
石狩川水域	非鉄金属工業	0.06 mg/ℓ	0.6 mg/ℓ

## ② 生活環境項目に係る上乗せ排水基準

適用区域	対象業種・対象施設	生物化学的酸素要求量 (BOD)		浮遊物質量 (SS)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
石狩川水域	肉製品製造業	80mg/ℓ	60mg/ℓ	70mg/ℓ	50mg/ℓ
	乳製品製造業(1日当たりの平均的な排出水の量が1,000m <sup>3</sup> 以上のものに限る)	80mg/ℓ	60mg/ℓ	70mg/ℓ	50mg/ℓ
	紙製造業	—	—	150mg/ℓ	110mg/ℓ
	パルプ製造業(クラフトパルプ製造施設のみを有するものに限る)	150mg/ℓ	110mg/ℓ	120mg/ℓ	100mg/ℓ
	パルプ製造業(クラフトパルプ製造施設のみを有するものを除く)	—	—	120mg/ℓ	100mg/ℓ
	化学肥料製造業	—	—	70mg/ℓ	50mg/ℓ
	ガス供給業	80mg/ℓ	60mg/ℓ	70mg/ℓ	50mg/ℓ
	と畜業(活性汚泥法により排水を処理するものに限る)	—	—	70mg/ℓ	50mg/ℓ
	尿処理施設(尿浄化槽以外のもの)	40mg/ℓ	30mg/ℓ	90mg/ℓ	70mg/ℓ
	尿浄化槽(昭和46年9月23日以前に設置されたもので、処理対象人員が501人以上のものに限る)	120mg/ℓ	90mg/ℓ	—	—
	尿浄化槽(昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたもので、処理対象人員が501人以上のものに限る)	80mg/ℓ	60mg/ℓ	—	—
	尿浄化槽(昭和47年10月1日以後に設置されたもので、処理対象人員が501人以上のものに限る)	40mg/ℓ	30mg/ℓ	90mg/ℓ	70mg/ℓ
	下水道終末処理施設(活性汚泥法等により下水を処理するものに限る)	—	20mg/ℓ	—	70mg/ℓ
下水道終末処理施設(高速散水濾床法等により下水を処理するものに限る)	—	60mg/ℓ	—	120mg/ℓ	

## 備考

1 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 この表に掲げる排水基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、一日当たりの平均的な排水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。



表 B-6 北広島市環境保全指導要綱に基づく排水基準

## ① し尿浄化槽に係る排水基準

項目		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	大腸菌群数
処理 対象 人員	50人以下	5.8以上8.6以下	90 mg/ℓ以下 (日間平均)	200 mg/ℓ以下 (日間平均)	3,000 個/ml以下 (日間平均)
	51人以上 500人以下		60 mg/ℓ以下 (日間平均)	150 mg/ℓ以下 (日間平均)	
	501人以上		30 mg/ℓ以下 (日間平均)	70 mg/ℓ以下 (日間平均)	
備考					
1 上記排水基準は、昭和47年10月1日以後に設置されたもの限り適用される。					

## ② 排水の汚染状態の許容限度

項目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質(SS)	大腸菌群数
許容限度	5.8以上 8.6以下	260 mg/ℓ以下 (日間平均200 mg/ℓ)	200 mg/ℓ以下 (日間平均150 mg/ℓ)	3,000 個/ml
備考				
1 水質汚濁防止法第2条第2項に規程する特定施設で、一日当たりの平均的な排出水の量が20m <sup>3</sup> 以上50 m <sup>3</sup> 未満の施設に限り適用される。				

表 B-7 騒音に係る環境基準

地域の類型※1	当てはめ地域	地域の区分※2		基準値	
				昼間	夜間
				(6時～22時)	(22時～6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	ア	幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下 ※3	65デシベル以下 ※3
		イ	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
		ウ	一般地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	ア	幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下 ※3	65デシベル以下 ※3
		イ	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
		ウ	一般地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	ア	幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下 ※3	65デシベル以下 ※3
		イ	車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
		ウ	一般地域	60デシベル以下	50デシベル以下

備考

※1 上記のA～C類型の他に、AA類型もあるが、北広島市内にAA類型に指定されている地域はない。

※2 地域の区分

ア 「幹線交通を担う道路に近接する空間」:  
 高速自動車国道、一般国道、道道及び市道(市道にあっては4車線以上の区間に限る)等の道路の敷地の境界線から以下に示す距離の範囲をいう。  
 ・2車線以下の車線を有する道路: 15m ・2車線を超える車線を有する道路: 20m

イ 「2車線以上の車線を有する道路に面する地域」:  
 2車線以上の車線を有する道路に面する地域のうち、アに該当しない地域。  
 「車線を有する道路に面する地域」:  
 車線を有する道路に面する地域のうち、アに該当しない地域。

ウ 「一般地域」:ア、イに該当しない地域。

※3 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間:45デシベル以下、夜間:40デシベル以下)によることができる。

上表の基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表 B-8 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	当てはめ地域	基準値(単位:WECPNL)
I	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	70以下
II	上記以外の市内全域	75以下

備考

「WECPNL」とは、騒音レベルのピーク値のパワー平均に時間帯ごとの航空機の機数を重み付けしたもので、「(航空機騒音の)うるささ指数」と呼ばれることもあります。

表 B-9 特定工場等において発生する騒音・振動の規制基準

① 騒音

区域の 区分	地域の区分	基準値		
		朝・夕	昼間	夜間
		(6時～8時・ 19時～22時)	(8時～19時)	(22時～6時)
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	40デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種 区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	45デシベル以下	55デシベル以下	40デシベル以下
第3種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	55デシベル以下	65デシベル以下	50デシベル以下
第4種 区域	工業地域	65デシベル以下	70デシベル以下	60デシベル以下

② 振動

区域の 区分	地域の区分	基準値	
		昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考 第1種区域及び第2種区域内の学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。			

表 B-10 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準

① 騒音

区域の区分	第1号区域	第2号区域
地域の区分	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域  近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1号区域に該当しない区域
規制基準値	85デシベル以下	
作業ができる時間	7時～19時	6時～22時
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続して6日間を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

② 振動

区域の区分	第1号区域	第2号区域
地域の区分	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域  近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち第1号区域に該当しない区域
規制基準値	75デシベル以下	
作業ができる時間	7時～19時	6時～22時
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続して6日間を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

表 B-11 自動車騒音・道路交通振動の要請限度

① 自動車騒音

区域の区分		地域の区分	基準値	
			昼 (6～22時)	夜 (22～6時)
a 区域	幹線交通を担う道路に近接する区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	75デシベル	70デシベル
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域(幹線交通を担う道路に近接する域に該当する区域を除く。)		70デシベル	65デシベル
	1車線を有する道路に面する区域(幹線交通を担う道路に近接する区域に該当する区域を除く。)		65デシベル	55デシベル
b 区域	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	75デシベル	70デシベル
	1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
c 区域	車線を有する道路に面する区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	75デシベル	70デシベル

備考  
「幹線交通を担う道路に近接する区域」:  
高速自動車国道、一般国道、道道及び市道(市道にあつては4車線以上の区間に限る)等の道路の敷地の境界線から以下に示す距離の範囲をいう。  
・2車線以下の車線を有する道路: 15m   ・2車線を超える車線を有する道路: 20m

② 道路交通振動

区域の区分	地域の区分	基準値	
		昼 (8～19時)	夜 (19～8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70デシベル	65デシベル

表 B-12 敷地境界線の地表における規制基準

(単位: ppm)

規制物質名	臭いの種類	区域の区分	
		A区域	B区域
1 アンモニア	し尿のような刺激臭	1	2
2 メチルメルカプタン	腐った玉ネギのような臭い	0.002	0.004
3 硫化水素	腐った卵の臭い	0.02	0.06
4 硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.01	0.05
5 二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.009	0.03
6 トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.005	0.02
7 アセトアルデヒド	青臭い刺激臭	0.05	0.1
8 プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.05	0.1
9 ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	0.03
10 イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.02	0.07
11 ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.009	0.02
12 イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.003	0.006
13 イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	0.9	4
14 酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い	3	7
15 メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのような臭い	1	3
16 トルエン	ガソリンのような臭い	10	30
17 スチレン	都市ガスのような臭い	0.4	0.8
18 キシレン	ガソリンのような臭い	1	2
19 プロピオン酸	すっぱいような刺激臭	0.03	0.07
20 ノルマル酪酸	汗臭いような臭い	0.001	0.002
21 ノルマル吉草酸	濡れた靴下の臭い	0.0009	0.002
22 イソ吉草酸	濡れた靴下の臭い	0.001	0.004

表 B-13

工場等の敷地境界における指導基準値

区域区分	A区域	B区域
臭気指数	10	14

表 B-14

工場等の気体排出口における指導基準値

区域区分	A区域	B区域
臭気指数	30	34

表 B-15 六段階臭気強度表示法と臭気指数範囲

臭気強度	臭気指数の範囲	内 容
0	-	無臭
1	-	やっと感知できる臭い
2	-	何の臭いであるかがわかる弱い臭い
2.5	10 ~ 15	2と3の間
3	12 ~ 18	らくに感知できる臭い
3.5	14 ~ 21	3と4の間
4	-	強い臭い
5	-	強烈な臭い

備考  
六段階臭気強度とは、調香師(香料等の製造にあたる臭いの専門家)が感知した臭気の強さを6段階に示したもので、臭気指数との関係を表す資料として利用されている。

備考 1 臭気指数とは、臭いのある空気は無臭の空気まで希釈した場合の当該希釈倍数(臭気濃度)を次のように変換したものです。 $Z = 10 \log Y$ Z: 臭気指数 Y: 臭気濃度 2 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいいます。 A地区 ~ 主として住居の用に供されている地域 B地区 ~ 主として工業の用に供されている地域及び悪臭に順応の見られる地域 ただし、当該地域内に存在する事業所について厳しく規制をしなければ、他の規制地域の住民の生活環境が保全できないと認められる場合は、所要の地域をA地域とする。
--

表 B-16 ダイオキシン類の環境基準

媒体	基準値	留意事項
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	・工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。 ・基準値は、年間平均値とする。
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l以下	・公共用水域及び地下水について適用する。 ・基準値は、年間平均値とする。
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	・公共用水域の水底の底質について適用する。
土壌	1000 pg-TEQ/g以下	・廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 ・環境基準が達成されている場合であっても、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

表 B-17 耐容1日摂取量(TDI)

4 pg-TEQ/kg/日	人が生涯にわたって継続的に摂取しても健康に影響を及ぼすおそれがないと判断される体重1kg当たりの1日当たりの摂取量
---------------	---

B-18 大気基準適用施設及び大気排出基準

(単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

号	特定施設の種 類	排出基準	
		新設施設	既設施設※1
1	焼結鉱製造用焼結炉	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5
3	亜鉛回収施設	1	10
4	アルミニウム合金製造施設	1	5
5	廃棄物焼却炉	4t/h以上	0.1
		2t/h以上4t/h未満	1
		2t/h未満	5

※1 既設施設は、平成14年12月1日まで暫定排出基準値(2~80ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)が適用されていました。



表 B-19 水質基準対象施設及び排出基準

(単位:pg-TEQ/ℓ)

号	特定施設の種 類	排出基準
1	パルプ製造用塩素系漂白施設	10
2	アセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	
5	二塩化エチレン洗浄施設※1	
6	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等	
7	クロロベンゼン・ジクロロベンゼン製造用水洗施設	
8	ジオキサジンバイオレット製造用ニトロ化誘導体分離施設等	
9	アルミニウム製造用焙焼炉等※1	
10	亜鉛回収用精製施設等	
11	廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設等※2	
12	PCB処理物等分解・洗浄施設	
13	下水道終末処理施設	
14	排水処理施設	
15	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設	
16	2,3-ジクロロ-1,4ナフトキノン製造施設	
備考		
1 廃棄物の最終処分場の放流水に係る基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により10pg-TEQ/ℓ		
2 ※1及び※2の既設施設は、ダイオキシン類対策特別措置法の施行後3年間(平成15年1月14日まで)暫定基準値(※1:20pg-TEQ/ℓ、※2:50pg-TEQ/ℓ)が適用されていました。		

表 B-20 廃棄物焼却施設に係るばいじん等の処理  
基準及び最終処分場に係る維持管理基準

廃棄物焼却施設で発生するばいじん・焼却灰 その他の燃え殻の処理基準	3ng-TEQ/g以下※1
廃棄物最終処分場から排出される水の維持 管理基準	10pg-TEQ/ℓ以下
備考	
※1 既設施設については、平成14年11月30日まで適用が猶予されていました。また、既設施設については、セメント固化等の方法により処分を行う限り、基準は適用されません。	

表 B-21 ゴルフ場使用農薬に係る指導指針値

種類	農薬名	指導指針値	農薬名	指導指針値
殺虫剤 (10種類)	アセフェート	0.8	ダイアジノン	0.05
	イソキサチオン	0.08	チオジカルブ	0.8
	イソフェンホス	0.01	トリクロルホン(DEP)	0.3
	エトフェンプロックス	0.8	ピリダフェンチオン	0.02
	クロルピリホス	0.04	フェニトロチオン(MEP)	0.03
殺菌剤 (18種類)	アゾキシストロビン	5	チラウム(チラム)	0.06
	イソプロチオラン	0.4	トルクロホスメチル	0.8
	イプロジオン	3	フルトラニル	2
	イミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタジンとして)	プロピコナゾール	0.5
	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	ペンシクロン	0.4
	オキシ銅(有機銅)	0.4	ホセチル	23
	キャプタン	3	ポリカーバメート	0.3
	クロロタロニル(TPN)	0.4	メタラキシル	0.5
	クロロネブ	0.5	メプロニル	1
除草剤 (17種類)	アシュラム	2	ブタミホス	0.04
	ジチオピル	0.08	フラザスルフロン	0.3
	シデュロン	3	プロピザミド	0.08
	シマジン(CAT)	0.03	ベンスリド(SAP)	1
	テルブカルブ(MBPMC)	0.2	ペンディメタリン	0.5
	トリクロピル	0.06	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.8
	ナプロパミド	0.3	メコプロップ(MCPP)	0.05
	ハロスルフロンメチル	0.3	メチルダイムロン	0.3
	ピリブチカルブ	0.2		

平成13年12月28日付環境省水質保全局長通知、ゴルフ場の排出口における水質の暫定指導指針値

## 備考

水道法の「水質基準に関する省令」の改定により、厚生労働省が決めていた「農薬の水道水基準項目と監視項目(19農薬)」、「ゴルフ場使用農薬の水質暫定目標値」(30農薬)は廃止され、平成16年(2004年)4月から新たに「水質管理目標設定項目」として、101農薬を対象に総農薬方式(毒性評価値との比をとった相対値による規制)で管理されています。

表 B-22 特定有害物質と指定区域の指定基準

	項 目	土壌含有量基準	土壌溶出量基準	
(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	1	四塩化炭素	—	0.002 mg/検液1ℓ 以下
	2	1, 2-ジクロロエタン	—	0.004 mg/検液1ℓ 以下
	3	1, 1-ジクロロエチレン	—	0.02 mg/検液1ℓ 以下
	4	シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/検液1ℓ 以下
	5	1, 3-ジクロロプロペン	—	0.002 mg/検液1ℓ 以下
	6	ジクロロメタン	—	0.02 mg/検液1ℓ 以下
	7	テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/検液1ℓ 以下
	8	1, 1, 1-トリクロロエタン	—	1 mg/検液1ℓ 以下
	9	1, 1, 2-トリクロロエタン	—	0.006 mg/検液1ℓ 以下
	10	トリクロロエチレン	—	0.03 mg/検液1ℓ 以下
	11	ベンゼン	—	0.01 mg/検液1ℓ 以下
(第2種特定有害物質) 重金属等	12	カドミウム及びその化合物	150mg/土壌1kg 以下	0.01 mg/検液1ℓ 以下
	13	六価クロム化合物	250mg/土壌1kg 以下	0.05 mg/検液1ℓ 以下
	14	シアン化合物	遊離シアンとして 50mg/土壌1kg 以下	検液中に検出されないこと
	15	水銀及びその化合物	15mg/土壌1kg 以下	0.0005mg/検液1ℓ 以下かつ 検液中にアルキル水銀が検 出されないこと
	16	セレン及びその化合物	150mg/土壌1kg 以下	0.01 mg/検液1ℓ 以下
	17	鉛及びその化合物	150mg/土壌1kg 以下	0.01 mg/検液1ℓ 以下
	18	砒素及びその化合物	150mg/土壌1kg 以下	0.01 mg/検液1ℓ 以下
	19	ふっ素及びその化合物	4,000mg/土壌1kg 以下	0.8 mg/検液1ℓ 以下
20	ほう素及びその化合物	4,000mg/土壌1kg 以下	1 mg/検液1ℓ 以下	
(第3種特定有害物質) 農薬等	21	シマジン	—	0.003 mg/検液1ℓ 以下
	22	チラウム	—	0.006 mg/検液1ℓ 以下
	23	チオベンカルブ	—	0.02 mg/検液1ℓ 以下
	24	PCB	—	検液中に検出されないこと
	25	有機りん化合物	—	検液中に検出されないこと

表 B-23 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基 準 値	
1	カドミウム	0.01 mg/検液1ℓ 以下かつ、農用地においては、 1 mg/米1kg 未満
2	全シアン	検液中に検出されないこと
3	有機燐	検液中に検出されないこと
4	鉛	0.01 mg/検液1ℓ 以下
5	六価クロム	0.05 mg/検液1ℓ 以下
6	砒素	0.01 mg/検液1ℓ 以下かつ、農用地(田に限る)にお いては、15 mg/土壌1kg 未満
7	総水銀	0.0005 mg/検液1ℓ 以下
8	アルキル水銀	検液中に検出されないこと
9	PCB	検液中に検出されないこと
10	銅	農用地(田に限る)において 125 mg/土壌1kg 未満
11	ジクロロメタン	0.02 mg/検液1ℓ 以下
12	四塩化炭素	0.002 mg/検液1ℓ 以下
13	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/検液1ℓ 以下
14	1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/検液1ℓ 以下
15	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/検液1ℓ 以下
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/検液1ℓ 以下
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/検液1ℓ 以下
18	トリクロロエチレン	0.03 mg/検液1ℓ 以下
19	テトラクロロエチレン	0.01 mg/検液1ℓ 以下
20	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/検液1ℓ 以下
21	チラウム	0.006 mg/検液1ℓ 以下
22	シマジン	0.003 mg/検液1ℓ 以下
23	チオベンカルブ	0.02 mg/検液1ℓ 以下
24	ベンゼン	0.01 mg/検液1ℓ 以下
25	セレン	0.01 mg/検液1ℓ 以下
26	ふっ素	0.8 mg/検液1ℓ 以下
27	ほう素	1 mg/検液1ℓ 以下

表 B-24 廃棄物を焼却する焼却設備の構造基準

- ・ 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ・ 燃焼に必要な空気の通風が行われるものであること。
- ・ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く)。
- ・ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ・ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

表 C-1 公害に関する苦情の内訳

	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	総数
平成17年度	3件	5件	1件	2件	3件	1件	15件
平成18年度	3件	6件	1件	0件	5件	2件	17件
平成19年度	1件	5件	4件	0件	5件	15件	30件
平成20年度	3件	4件	1件	0件	5件	1件	14件
平成21年度	1件	0件	1件	0件	4件	1件	6件
備考 統計上の統一から同一原因の場合は、1件として記録されています。							

表 C-2 騒音・振動に係る苦情の内訳

発生源	工場・事業場	建設作業	自動車	航空機	深夜営業	その他	計
平成17年度	1件	1件	2件	8件	0件	38件	46件
平成18年度	0件	0件	1件	1件	0件	10件	12件
平成19年度	1件	0件	1件	0件	0件	2件	4件
平成20年度	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件
平成21年度	0件	0件	0件	2件	0件	21件	23件
備考 その他には、自衛隊の砲弾演習に係る苦情や騒音・振動の発生源が不明のものを含む。航空機やヘリコプターを除く。							

表 C-3 悪臭に係る苦情の内訳

	工場・事業場	農業・畜産業	家庭生活	その他	合計
平成17年度	1件	2件	0件	1件	4件
平成18年度	2件	3件	0件	0件	5件
平成19年度	1件	2件	1件	1件	5件
平成20年度	2件	1件	1件	1件	5件
平成21年度	3件	1件	0件	0件	4件
備考 件数内訳については、環境省の統計と同様に同一発生源における苦情については、1件として記録					

表 D-1 北海道レッドデータブックに掲載されている  
野生生物のうち北広島市内に生息しているもの

分類	種名	
絶滅危機種	植物	クロミサンザシ、サカネラン
絶滅危惧種	鳥類	オジロワシ
	魚類	エゾホトケドジョウ
	植物	キンセイラン、サルメンエビネ、ユウシュンラン
絶滅危急種	鳥類	クマゲラ、オオタカ、ハイタカ、ハヤブサ
	植物	エゾノミズタデ、ミズアオイ、ハイハマボツス、フクジュソウ
希少種	鳥類	エゾライチョウ、オオジシギ、ヨタカ、ヒシクイ
	魚類	イバラトミヨ、エゾトミヨ、イシカリワカサギ
	植物	タヌキモ、ヒメウキガヤ、エゾエノキ、エゾムグラ、キタササガヤ、キヨスミウツボ、コウライワニグチソウ、ササガヤ、ナガハシスミレ、フタバラン、フタマタイチゲ、ミクリ、ミヤマママコナ、モメンヅル、ヤマシヤクヤク
	昆虫類	エゾアオゴミムシ、キタマルクビゴミムシ、ジャコウカミキリ
留意種	鳥類	オオアカゲラ
	魚類	ヤマメ、マルタウグイ、ハナカジカ、エゾウグイ
	昆虫類	ケマダラカミキリ

※ 北海道レッドデータブックリストに掲載されている野生生物のうち、平成12年度に市が実施した調査によりその生息を確認した生物や道がホームページで北広島市内に生息しているとして公表している生物。

表 D-2 北海道ブルーリストに掲載されている野生生物のうち北広島市内に生息しているもの

分類	分類	種名
国外外来種	ほ乳類	アライグマ
	昆虫類	オオモンシロチョウ、ニカメイガ、ケチビコフキゾウムシ
	植物	セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、その他70種
国内外来種	両生類	トノサマガエル
	魚類	ドジョウ、コイ、モツゴ、キンブナ
	植物	カラマツ、フジ
不明	植物	イヌタデ、オオバコ、その他21種

※ 平成12年度に市が実施した調査により、北広島市内にその生息を確認した生物。

表 D-3 クリーンセンターにおける廃棄物処理状況 (単位: t)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年度末住民基本台帳人口(人)		60,698	60,958	60,987	60,802	60,729
一般除(資 廃く源 棄)ご 物み	家庭系	15,814	15,413	15,254	15,610	9,834
	1日1人当たりの 排出量(g)	713.8	692.7	685.3	701.4	443.7
	事業系	5,069	4,800	4,399	4,250	4,965
	小計	20,883	20,213	19,653	19,860	14,799
産業廃棄物		2,858	2,433	877	303	362
合計		23,741	22,646	20,530	20,163	15,161

資料: 廃棄物対策課

表 D-4 資源ごみ出荷実績 (単位: t)

no	種類	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1	ガラス容器	179.06	277.81	314.09	271.96	344.53
2	缶	223.77	184.99	191.23	130.9	141.83
3	ペットボトル	119.08	98.3	101.81	70.14	66.55
4	紙製容器	155.27	176.62	184.53	194.79	210.04
5	プラスチック製容器	275.46	323.6	354.82	398.06	407.92
6	紙パック	8.98	9.26	9.18	11.86	12.93
7	段ボール	347.32	371.04	368.58	389.68	364.4
8	破碎鉄くず	0	0	0	0	0
9	粗大鉄くず	111.92	166.28	80.07	60.61	44.09
合計		1,336.33	1,420.86	1,607.90	1,528.00	1,592.29

資料: 廃棄物対策課

表 D-5 防音施設周辺の生活環境の整備等に関する

法律に基づく住宅防音工事年度別実施状況

(単位:件)

住宅防音対象 区域の区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	新規	追加分	新規	追加分	新規	追加分	新規	追加分	新規	追加分
85W~	0	0	3	1	1	1	2	0	2	0
80~85W	0	1	0	3	0	1	1	0	1	0
75~80W	12	3	11	19	5	10	2	1	4	1
計	12	12	14	23	6	12	5	1	7	1

備考  
 1 区域の区分  
 85W~ : 輪厚中央・輪厚元町の全域、輪厚・島松・三島・希望ヶ丘のそれぞれの一部  
 80~85W: 輪厚・島松・三島・希望ヶ丘・富ヶ岡・仁別のそれぞれの一部  
 75~80W: 大曲柏葉・大曲工業団地の全域、大曲南ヶ丘・大曲・大曲柏葉・大曲末広・南の里・仁別のそれぞれの一部  
 2 追加分とは、新規を終了した後、残室の工事を行ったもの。

資料:危機管理課

表 D-6 市内の道路整備状況

平成 22 年 3 月 31 日現在

総実延長	市道の延長	国道の延長	道道の延長	道路公団の延長
461.0km	408.2km	17.6km	26.6km	8.6km

(注)独立専用自転車歩行者専用道は含まない

資料:土木事務所

※道路公団とあるのは、東日本高速道路(株)(NEXCO 東日本)

表 D-7 市道の整備状況

平成 22 年 3 月 31 日現在

実延長	舗装状況				改良状況			
	舗装済	%	未舗装	%	改良済	%	未改良	%
408.2km	322.5km	79.0	85.7km	21.0	361.0km	88.4	47.2km	11.6

資料:土木事務所



表 D-8 都市公園整備状況

平成 22 年 3 月 31 日現在

公園種別		内 容	公園数	面積 (ha)
都市基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50haを標準として配置する。	1	47.80
住区基幹 公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1箇所当たり面積 0.25haを標準として配置する。	82	21.64
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1箇所当たり面積 2haを標準として配置する。	14	43.97
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1箇所当たり面積 4haを標準として配置する。	1	4.09
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	1	9.97
都市林		主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的とする。	2	11.81
広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	4	0.69
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。ただし既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。	113	92.10
合 計			218	232.07

資料：都市整備課「公園台帳」

表 D-9 上水道の普及状況等

各年度末現在

項目	給水区域内人口 (A)	給水人口 (B)	普及率% (B/A)	給水量 (m <sup>3</sup> /年)	最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)
平成 16 年度	60,419	59,071	97.8	5,664,718	18,704
平成 17 年度	60,858	59,914	98.4	5,732,880	18,784
平成 18 年度	61,125	60,182	98.5	5,721,905	18,555
平成 19 年度	61,152	60,209	98.5	5,744,691	18,629
平成 20 年度	60,969	60,035	98.5	5,662,880	18,146
平成 21 年度	60,876	59,942	98.5	5,593,342	18,116

備考 給水区域内人口には住民登録外人口と江別市の一部区域人口を含む

資料:業務課

表 D-10 下水道の整備状況

各年度末現在

項目	市街化区域 面積 (ha)	処理区域 面積 (ha)	行政人口 (A)	処理人口 (B)	普及率% (B/A)	管渠延長 (km)
平成 16 年度	1,594	1,390.3	60,274	57,441	95.3	521.1
平成 17 年度	1,659	1,390.6	60,834	58,015	95.4	522.1
平成 18 年度	1,659	1,402.4	61,072	58,248	95.4	522.8
平成 19 年度	1,659	1,407.6	60,987	58,197	95.4	525.0
平成 20 年度	1,659	1,448.2	60,802	58,295	95.9	526.3
平成 21 年度	1,659	1,449.1	60,729	58,468	96.3	536.1

資料:下水道課

表 D-11 下水処理施設の状況

平成 22 年 3 月 31 日現在

施設名	使用開始年月	処理人口	最大処理能力
下水処理センター (富ヶ岡 916-2)	昭和 47 年 2 月	58,468	26,833m <sup>3</sup> /日

資料:下水道課

表 D-12 し尿収集状況(北広島市分)

各年度末現在

項 目	し 尿		簡易水洗		浄化槽汚泥		合 計	
	収集量 (kℓ)	割合 (%)	収集量 (kℓ)	割合 (%)	収集量 (kℓ)	割合 (%)	収集量 (kℓ)	割合 (%)
平成 16 年度	1,178	16	4,037	55	2,108	29	7,323	100
平成 17 年度	1,119	16	3,964	55	2,064	29	7,147	100
平成 18 年度	1,166	16	4,100	56	2,099	28	7,365	100
平成 19 年度	1,019	15	3,982	56	2,003	29	7,003	100
平成 20 年度	706	11	3,583	57	2,045	32	6,334	100
平成 21 年度	469	8	3,342	58	1,986	34	5,797	100

資料:道央地区環境衛生組合

表 D-13 し尿処理施設の状況

平成 22 年 3 月 31 日現在

施 設 名	使用開始年月日	処理能力	備 考
道央地区環境衛生組合 (北の里 469)	昭和 40 年 12 月 (昭和 51 年 11 月増設)	55kℓ/日	酸化処理方式

構成団体:北広島市、長沼町、南幌町、由仁町

資料:道央地区環境衛生組合

表 D-14 廃棄物処理施設状況

平成 22 年 3 月 31 日現在

施 設 名	使用開始 年月日	総面積	埋立面積	処理能力	備 考
北広島クリーン センター	昭和 54 年 5 月	199,447m <sup>2</sup>	101,500 m <sup>2</sup>		準好気性 埋立地方式
資源リサイクル センター	平成 4 年 4 月			2.5t/日	

資料:北広島クリーンセンター

表 D-15 自動車保有台数

各年度末現在

項目	北 広 島 市		北 海 道	
	台数(台)	前年比(%)	台数(台)	前年比(%)
平成 16 年度	39,820	102.9	3,717,368	100.9
平成 17 年度	40,338	101.3	3,731,734	100.4
平成 18 年度	40,820	101.2	3,718,177	99.6
平成 19 年度	40,694	99.7	3,685,741	99.1
平成 20 年度	40,839	100.4	3,653,728	99.1
平成 21 年度	41,157	101.1	3,648,360	101.1

資料:政策調整課 北海道陸運協会「北海道自動車統計」

表 D-16 自動車交通量経年変化

単位:台/日

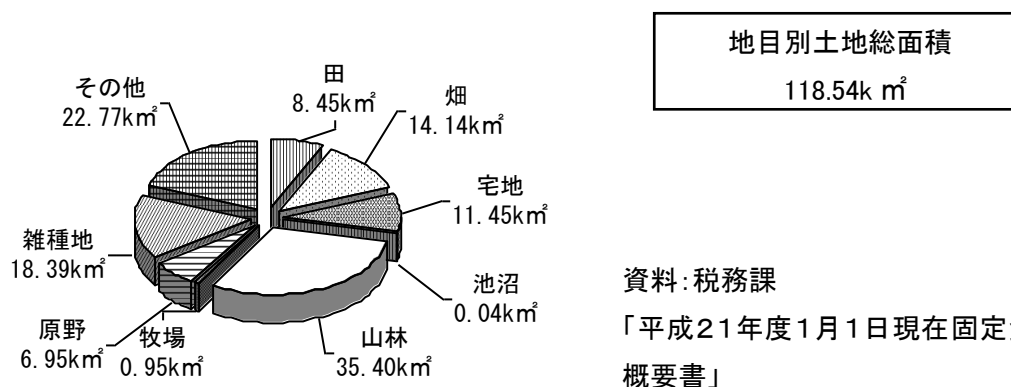
測定地点	国道 36 号 (大曲)	国道 36 号 (輪厚)	国道 274 号 (西の里)	道道江別恵庭線 (中央)
平成 16 年度	39,701	—	34,032	21,255
平成 17 年度	37,861	—	36,215	23,491
平成 18 年度	38,524	35,997	35,336	—
平成 19 年度	38,004	—	32,726	—
平成 20 年度	36,273	37,253	32,066	21,105
平成 21 年度	36,600	—	33,679	—

備考

国道 36 号(大曲):大曲中学校 国道 36 号(輪厚):そば天国 松乃家前  
 国道 274 号(西の里):湯処ほのか  
 道道江別恵庭線(中央):はるやま北広島店前

資料:都市計画課(北広島市道路交通量調査)

表 D-17 土地利用状況



資料:税務課

「平成21年度1月1日現在固定資産税概要書」

図2 土地利用状況